

事 業 主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合

理 事 長 藤 田 力



資格取得届等への個人番号の記載のお願い

平素より健康保険組合の事業運営につきましては、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用開始により、健康保険法施行規則の一部が改正され、平成 29 年 1 月 1 日以降は「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」（扶養申請時）に個人番号を記載していただいております。

しかしながら後日提出等の理由で個人番号の提出がない被保険者、被扶養者の方が多数見受けられます。

改めて未提出者がいないか今一度ご確認のうえ、未提出者については、届出をお願いします。

今後導入が予定されておりますオンライン資格確認などでも必要になりますので、資格取得及び被扶養者の申請の際には必ず正確な個人番号を提出してください。資格取得時及び扶養申請時に提出できない場合には、忘れずに後日個人番号の届を提出してください。

また、個人番号の変更があった場合には、再度届出を行ってください。

なお、個人番号記載の届書を送付の際は、追跡可能な手段（簡易書留等）をご利用いただくようお願いいたします。

1. 個人番号の記載が必要な届出

「被保険者資格取得届」

「被扶養者（異動）届」

2. 個人番号は基本的に上記 1 の届出に記載いただきますが、個人番号のみを提出いただく場合には下記の方法によりご提出ください。

i) 用紙での提出

「個人番号届」

ii) データでの提出

① 「個人番号届磁気媒体総括票」（同封）を添付してください。

② 別紙【インターフェース仕様書】に基づき作成したデータを磁気媒体に書き込んで、①と併せて提出してください。

暗号化等のセキュリティ対策には十分注意してください。

暗号化やパスワードを設定した場合は、当組合から問い合わせの際にお教えてください。

また、磁気媒体で提出した場合、その磁気媒体は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

これらは、個人番号のみの届出となりますので、「資格取得届」、「被扶養者（異動）届」は、別途届出が必要です。